

平成27年第1回亀山市議会臨時会 提出議案 条例新旧対照表

	頁
議案第78号 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を 改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1

亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）
 （亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

改正後			改正前		
附 則 （他の法令による給付との調整） 第9条 （略）			附 則 （他の法令による給付との調整） 第9条 （略）		
傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.73	傷病補償年金	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の障害年金」という。）	0.75
				国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。）	0.75
				国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の障害年金」という。）	0.89
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場	0.86		厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金（以下単に	0.73

合を除く。)	
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。)	0. 88
国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	0. 75
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0. 75
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下	0. 89

「障害厚生年金」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	
障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0. 86
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)	0. 88

	「旧国民年金法による障害年金」という。)	
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0. 7 3
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0. 8 3
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0. 8 8
	旧船員保険法による障害年金	0. 7 4
	旧厚生年金保険法による障害年金	0. 7 4
	旧国民年金法による障害年金	0. 8 9
	遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺

障害補償年金	旧船員保険法の障害年金	0. 7 4
	旧厚生年金保険法の障害年金	0. 7 4
	旧国民年金法の障害年金	0. 8 9
	障害厚生年金及び障害基礎年金	0. 7 3
	障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0. 8 3
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0. 8 8
遺族補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0. 8 0
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0. 8 0
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0. 9 0

族基礎年金」という。)	
遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	0. 8 4
遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0. 8 8
国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0. 8 0
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0. 8 0
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0. 9 0

2 (略)

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0. 7 3
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0. 8 6

厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下単に「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0. 8 0
遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	0. 8 4
遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	0. 8 8

2 (略)

旧船員保険法の障害年金	0. 7 5
旧厚生年金保険法の障害年金	0. 7 5

障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88	旧国民年金法の障害年金	0.89
旧船員保険法による障害年金	0.75	障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75	障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
旧国民年金法による障害年金	0.89	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)	0.88

亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）
 （亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

改正後		改正前				
<p>附 則 （他の法律による給付との調整）</p> <p>第8条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、<u>当該年金たる損害補償</u>の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第24条を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から<u>当該年金たる損害補償</u>の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p>		<p>附 則 （他の法律による給付との調整）</p> <p>第8条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、<u>当該損害補償</u>の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第24条を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から<u>当該損害補償</u>の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる年金たる給付</p>				
1	<p>傷病補償年金（第22条に規定する公務上の災害に</p>	<p>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法</p>	0.73	<p>傷病補償年金</p>	<p>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の</p>	0.73

<p>係るものを除く。)</p>	<p>律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。) 附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第5項の表において「障害基礎年金」という。)</p>			<p>規定による障害基礎年金を除く。以下同じ。)</p>	
<p>2 傷病補償年金(第22条に規定する公務上の災害に係るものに限る。)</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>0.82(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.81)</p>			
<p>3 障害補償年金(第22条に規定する公務上の災害に</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>0.73</p>	<p>障害補償年金</p>	<p>厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金</p>	<p>0.73</p>

	係るものを除く。)				
4	障害補償年金(第22条に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82(第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.81)		
5	遺族補償年金(第22条に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金(以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。)	0.80	遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金及び国民年金法の規定による遺族基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。))附則第28条第1項の規定により支給する遺族基礎年金を除く。以下同じ。)
		及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。))附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。)			
6	遺族補償年金	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87		

金（第22条に規定する公務上の災害に係るものに限る。）

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第24条を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

1 傷病補償年金（第22条に規定する公	1 障害厚生年金等	0.86
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法	0.88

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償__の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第24条を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償__の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

傷病補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.86
	国民年金法の規定による障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害により国	0.88

<p>務上の災害に係るものを除く。)</p>	<p>附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定による給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。)</p>	
<p>2 傷病補償年金（第22条に規定する公務上の災害に係るものに限る。)</p>	<p>1 障害厚生年金等</p>	<p>0.91（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.</p>

<p>家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この条において「国家公務員共済組合法等」という。）の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。)</p>
--

		90)			
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.92（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.91）			
3 障害補償年金（第22条に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 障害厚生年金等	0.83	障害補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.83
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88		国民年金法の規定による障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害により国家公務員共済組合法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
4 障害補償年金（第22条に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 障害厚生年金等	0.89（第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては、0.88）			
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由と	0.92（第			

	<p>なった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)</p>	<p>1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては、0.91)</p>			
5 遺族補償年金 (第22条に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 遺族厚生年金等	0.84	遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金	0.84
	2 遺族基礎年金 (当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金 (以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。) が支給される場合を除く。) 又は国民年金法による寡婦年金	0.88		国民年金法の規定による遺族基礎年金 (当該損害補償の事由となった死亡により国家公務員共済組合法等の規定による遺族共済年金が支給される場合を除く。) 又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88
6 遺族補償年金 (第22条に規定する公	1 遺族厚生年金等	0.89			
	2 遺族基礎年金 (当該損害補償の事由とな	0.92			

務上の災害に係るものに限る。)	改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金
-----------------	--

3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第24条を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率）を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額）を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

1 傷病補償年金（第22条に規定する公	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表にお	0.75
---------------------	--	------

--	--	--

3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第24条を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率（当該年金たる給付の2が支給される場合にあっては、当該年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率）を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額（当該年金たる給付の2が支給される場合にあっては、その合計額）を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

傷病補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の規定による障害	0.75
--------	---	------

<u>務上の災害に係るものを除く。)</u>	<u>いて「旧船員保険法による障害年金」という。)</u>		<u>年金」という。)</u>	
	<u>2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)</u>	<u>0.75</u>	<u>国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の規定による障害年金」という。)</u>	<u>0.75</u>
	<u>3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。)</u>	<u>0.89</u>	<u>国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の規定による障害年金」という。)</u>	<u>0.89</u>
<u>2 傷病補償年金（第22条に規定する公務上の災害に係るものに限る。)</u>	<u>1 旧船員保険法による障害年金</u>	<u>0.83（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.82）</u>		
	<u>2 旧厚生年金保険法による障害年金</u>	<u>0.83（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金に</u>		

		あつては、0. 82)			
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第 1級又は第2 級の傷病等級 に該当する障 害に係る傷病 補償年金にあ つては、0. 92)			
3 障害補償年 金 (第22条 に規定する公 務上の災害に 係るものを除 く。)	1 旧船員保険法による障害年金	0.74	障害補償年金	旧船員保険法の規定による障害年金	0.74
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.74		旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.74
	3 旧国民年金法による障害年金	0.89		旧国民年金法の規定による障害年金	0.89
4 障害補償年 金 (第22条 に規定する公 務上の災害に 係るものに限 る。)	1 旧船員保険法による障害年金	0.83 (第 1級の障害等 級に該当する 障害に係る障 害補償年金に あつては0. 81、第2級			

	の障害等級に 該当する障害 に係る障害補 償年金にあっ ては、0. 8 2)
2 旧厚生年金保険法による障害年金	0. 8 3 (第 1級の障害等 級に該当する 障害に係る障 害補償年金に あっては0. 8 1、第2級 の障害等級に 該当する障害 に係る障害補 償年金にあっ ては、0. 8 2)
3 旧国民年金法による障害年金	0. 9 3 (第 1級又は第2 級の障害等級 に該当する障

		害に係る障害 補償年金にあ っては、0. 92)			
5 遺族補償年 金（第22条 に規定する公 務上の災害に 係るものを除 く。）	1 国民年金等改正法附則第87条第1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺 族年金	0.80	遺族補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に 規定する年金たる給付に該当する遺族年 金	0.80
	2 国民年金等改正法附則第78条第1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺 族年金	0.80		国民年金等改正法附則第78条第1項に 規定する年金たる給付に該当する遺族年 金	0.80
	3 国民年金等改正法附則第32条第1 項に規定する年金たる給付のうち母子年 金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90		国民年金等改正法附則第32条第1項に 規定する年金たる給付に該当する母子年 金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
6 遺族補償年 金（第22条 に規定する公 務上の災害に 係るものに限 る。）	1 国民年金等改正法附則第87条第1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺 族年金	0.87			
	2 国民年金等改正法附則第78条第1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺 族年金	0.87			
	3 国民年金等改正法附則第32条第1 項に規定する年金たる給付のうち母子年 金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.93			

4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる法律による年金たる給付の額を控除した残額を支給する。

(1) 国民年金法第30条の4の規定による障害基礎年金

(2) 国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給するものとする。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について）	0.88

4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる_____年金たる給付の額を控除した残額を支給する。

(1) 国民年金法第30条の4の規定による障害基礎年金

(2) 国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金又は国民年金法の規定による障害基礎年金の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、第1項又は第2項に規定する場合に応じ、それぞれ第1項又は第2項に規定する傷病補償年金について定める率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額（当該年金たる給付の2が支給される場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

て障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済
 法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)

6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定に関わらず、同条 _____ の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該 _____ 休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

旧船員保険法 _____ による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法 _____ による障害年金	0.75
旧国民年金法 _____ による障害年金	0.89

7 (略)

6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる _____ 法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付 _____ の額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

旧船員保険法の <u>規定</u> による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法の <u>規定</u> による障害年金	0.75
旧国民年金法の <u>規定</u> による障害年金	0.89

7 (略)

亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第3条関係）
 （亀山市職員の再任用に関する条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 （略） （消防吏員への適用期日）</p> <p>2 改正法附則第5条の条例で定める日は、平成19年4月1日とし、<u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号</u>に規定する特定警察職員等である消防吏員（附則第4項において「消防吏員」という。）である者については、同日から、第2条から第5条までの規定を適用する。</p> <p>3及び4 （略）</p>	<p>附 則</p> <p>1 （略） （消防吏員への適用期日）</p> <p>2 改正法附則第5条の条例で定める日は、平成19年4月1日とし、<u>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号</u>に規定する特定警察職員等である消防吏員（附則第4項において「消防吏員」という。）である者については、同日から、第2条から第5条までの規定を適用する。</p> <p>3及び4 （略）</p>

亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第4条関係）
（亀山市職員退職手当支給条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（<u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項</u>に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項及び第6条において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第17条第1項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p>	<p>（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（<u>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項</u>に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項及び第6条において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第17条第1項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p>